

現行	新	適用
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。 1-1-10 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月21日付け北開発局工管第186号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施行体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月21日付け北開発局工管第186号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 1-1-13 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「公共工事等 における新技術活用システム」実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国営施第19号、国総公第252号）による必要な措置をとるものとする。 (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者に提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出は要しない。 1-1-19 建設副産物 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和5年6月改正政令第222号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。 1-1-3 ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めなければならない。 ワンデーレスポンスとは、問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応(回答)し、工事現場において発生する諸問題を迅速に対応する取組みである。 1-1-11 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月18日付け北開発局工管第236号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施行体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月18日付け北開発局工管第236号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 1-1-14 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。 (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下「システム」という)にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の 結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-20 建設副産物 4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	基準の修正 基準の修正 条文の追加 基準の改定 基準の改定 基準等の改定 語句修正 語句修正 語句修正

現行	新	適用
5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	5. 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場 から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利 用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、 法令等に基づいて通知しなければならない。 9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 1-1-24 施工管理 10. 工事情報共有化 また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。 1-1-26 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所、または 技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し、実施に努めなければならない。 1-1-28 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 1-1-34 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	条文の追加 語句修正 条文の追加 条文の追加 条文の追加 修正 語句修正 修正 修正 基準の改定 基準の改定

現行	新	適用																																																																																
1-1-36 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 (10) 健康保険法 (令和3年6月改正法律第66号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正法律第69号) (15) 道路交通法 (令和4年4月改正法律第32号) (16) 道路運送法 (令和2年6月改正法律第36号) (22) 港湾法 (令和4年3月改正法律第7号) (40) 電気事業法 (令和4年6月改正法律第74号) (41) 消防法 (令和3年5月改正法律第36号) (43) 建築基準法 (令和4年5月改正法律第55号) (63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正法律第66号) (68) 所得税法 (令和4年6月改正法律第71号) (70) 船員保険法 (令和3年6月改正法律第66号) (72) 電波法 (令和4年6月改正法律第70号) (75) 農薬取締法 (令和元年12月改正法律第62号) (76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正法律第66号) (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正法律第54号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正法律第42号) 第2節 特記事項 開発局独自 1-2-16 ワンデーレスポンス 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合には、監督職員への質問、指示依頼と併せて、作業内容や工程等を検討して、いつまでに回答が必要かを、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 また、効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。 1-2-22 品質証明（社内検査）について 品質証明書 工事名: _____ 社内検査記事 <table><tr><th>品質証明項目</th><th>実施日</th><th>箇所</th><th>品質証明員氏名 印</th><th>記 事</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 上記のとおり社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。 年 月 日 受注者 住 所 氏 名 ※以下を記入することで押印不要 本件責任者 _____(部署名・氏名)_____ _____(連絡先)_____ 担当者 _____(部署名・氏名)_____ _____(連絡先)_____ 1-2-27 工事で発生する副産物等の取り扱いについて 8. 再生資源利用計画及び、再生資源利用促進計画の揭示 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記 事																																				1-1-37 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 (10) 健康保険法 (令和5年5月改正法律第31号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正法律第97号) (15) 道路交通法 (令和5年5月改正法律第19号) (16) 道路運送法 (令和5年4月改正法律第18号) (22) 港湾法 (令和4年11月改正法律第87号) (40) 電気事業法 (令和5年6月改正法律第44号) (41) 消防法 (令和5年6月改正法律第58号) (43) 建築基準法 (令和5年6月改正法律第63号) (63) 厚生年金保険法 (令和5年3月改正法律第3号) (68) 所得税法 (令和5年6月改正法律第44号) (70) 船員保険法 (令和5年5月改正法律第31号) (72) 電波法 (令和4年12月改正法律第93号) (75) 農薬取締法 (令和5年5月改正法律第36号) (76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正法律第36号) (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正法律第79号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正法律第58号) 第2節 特記事項 開発局独自 1-2-16 ワンデーレスポンス 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施することがある。 1-2-22 品質証明（社内検査）について 別記様式ー1 品質証明書 工事名: _____ 社内検査記事 <table><tr><th>品質証明項目</th><th>実施日</th><th>箇所</th><th>品質証明員氏名</th><th>記 事</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 上記のとおり社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。 年 月 日 受注者 住 所 氏 名 ※以下を記入することで押印不要 本件責任者 _____(部署名・氏名)_____ _____(連絡先)_____ 担当者 _____(部署名・氏名)_____ _____(連絡先)_____ 1-2-27 工事で発生する副産物等の取り扱いについて 8. 再生資源利用計画及び、再生資源利用促進計画の揭示 受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び、再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名	記 事																																				基準の改定 修正 図の更新 語句修正
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記 事																																																																														
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名	記 事																																																																														

現行	新	適用
1-2-33 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について 1. 新型コロナウイルス感染症において、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、設計変更において計上することがあるので、受注後速やかに監督職員と協議を行うこと。なお、感染拡大防止対策の実施にあたっては下記を参照されたい。 ①新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日付事務連絡） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf ②建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf 2. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。 ・ 受注者は、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 ・ 最終精算変更時点において、変更実施計画書及び実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更内容について協議するものとする。 ・ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 ・ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。	1-2-33 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について 1. 新型コロナウイルスが令和5年5月8日に5類感染症に変更されたことから同日以降の感染防止対策は任意とし、受注者の責において実施するものとする。 2. 令和5年5月7日以前に実施した感染拡大防止対策に要する費用については設計変更において計上することがあるので、受注後すみやかに監督職員と協議を行うこと。 なお、感染拡大防止対策の実施にあたっては下記を参照されたい。 ①新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日付事務連絡） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf ②建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版）） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf 3. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。 ・ 受注者は、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 ・ 最終精算変更時点において、変更実施計画書及び実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更内容について協議するものとする。 ・ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 ・ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。	修正
第2編 機器及び材料編 第1章 一般事項 第2節 機器等の品質及び検査（確認を含む） 5. 材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	第2編 機器及び材料編 第1章 一般事項 第2節 機器等の品質及び検査（確認を含む） 5. 材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマークが表示されている材料・製品等については、表示状態を示す写真等の提示をもって品質規格証明書の提示に代えることができる。 ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。	語句修正
第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-1 共通事項 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM1265(低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JIM1459(配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-1 共通事項 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM1265(低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM1459(配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	語句修正
第3編 機械設備工事共通編 第4章 共通施工 第2節 製作 4-2-1 原寸等 1. 一般事項 受注者は、工作に着手する前に原寸図又は他の方法で図面の不備や製作、据付上に支障がないことを確かめなければならない。	第3編 機械設備工事共通編 第4章 共通施工 第2節 製作 4-2-1 原寸等 受注者は、工作に着手する前に原寸図又は他の方法で図面の不備や製作、据付上に支障がないことを確かめなければならない。	見出し削除
第3節 溶接 4-3-5 予熱 1. 一般事項 部材の溶接において、次により適切に予熱しなければならない。	第3節 溶接 4-3-5 予熱 部材の溶接において、次により適切に予熱しなければならない。	見出し削除
4-3-8 検査方法 1. 検査方法 (1) 非破壊試験方法	4-3-8 検査方法 ・ 非破壊試験方法	見出し削除
第5節 塗装 4-5-1 一般事項 13. 配管系統の塗色 (1) 配管の系統が多く、識別が困難な場合は、次の表に示す塗装を行うものとする。 なお、ステンレス鋼管等の塗装できない配管については塗色と同じ色テープを巻くものとする。	第5節 塗装 4-5-1 一般事項 13. 配管系統の塗色 配管の系統が多く、識別が困難な場合は、次の表に示す塗装を行うものとする。 なお、ステンレス鋼管等の塗装できない配管については塗色と同じ色テープを巻くものとする。	修正

現行	新	適用																														
4-5-2 素地調整 6. 受注者は、塗替塗装時の素地調整面については、速やかに第1層目を塗るものとする。 なお、天候の急変その他の事情で同日中に第1層目を塗り終えることができなかった場合は、塗り残し面を再度素地調整しなければならない。 7. 鉛等有害物を含有する塗料の除去にあたっては、作業者の労働災害防止のため必要な措置を講ずるものとする。 第10節 電気配線 4-10-1 一般事項 5. ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合は、次の表のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。	4-5-2 素地調整 6. 塗替塗装時の素地調整 受注者は、塗替塗装時の素地調整面については、速やかに第1層目を塗るものとする。 なお、天候の急変その他の事情で同日中に第1層目を塗り終えることができなかった場合は、塗り残し面を再度素地調整しなければならない。 7. 鉛等有害物 鉛等有害物を含有する塗料の除去にあたっては、作業者の労働災害防止のため必要な措置を講ずるものとする。 第10節 電気配線 4-10-1 一般事項 5. ビニル電線の色別 受注者は、ビニル電線を使用する場合は、次の表のとおり色別しなければならない。 ただし、既設電線の色別が次の表のとおりでない場合、監督職員との協議の上、変更できるものとする。 また、色別困難な場合は、端子部においてビニルキャップ等で識別してもよいものとする。 なお、ビニル電線以外でもこの色別を準用するものとする。 <table><caption>ビニル電線の色別</caption><tr><th>電気方式</th><th>赤</th><th>白</th><th>黒</th><th>青</th></tr><tr><td>三相3線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>第3相</td></tr><tr><td>三相4線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>第3相</td></tr><tr><td>単相2線式</td><td>第1相</td><td>第2相(接地側)</td><td>第2相(非接地)</td><td>—</td></tr><tr><td>単相3線式</td><td>第1相</td><td>中性相</td><td>第2相</td><td>—</td></tr><tr><td>直流2線式</td><td>正極</td><td>—</td><td>—</td><td>負極</td></tr></table> 〔注1〕 接地線は、緑色又は緑／黄色とする。 〔注2〕 電線を分岐する場合は分岐前の色別による。 ただし、分電盤2次側の単相2線式回路の電圧側の色は、赤、黒、いずれかの色に統一してもよい。	電気方式	赤	白	黒	青	三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相	三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相	単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	—	単相3線式	第1相	中性相	第2相	—	直流2線式	正極	—	—	負極	見出しの追加 見出しの追加 修正
電気方式	赤	白	黒	青																												
三相3線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	第3相																												
三相4線式	第1相	中性相	第2相	第3相																												
単相2線式	第1相	第2相(接地側)	第2相(非接地)	—																												
単相3線式	第1相	中性相	第2相	—																												
直流2線式	正極	—	—	負極																												

現行	新	適用
3-10-3 吊込装置 1. 吊込装置 第12節 除塵設備 3-12-1 一般事項 1. 除塵設備の構造 3-12-2 パースクリーン 1. パースクリーンの構造 3-12-3 レーキ形定量式除塵機 4. エプロン (1) エプロンは、裏面に適切な補強を行い、ひずみのないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。 第13節 据付 3-13-1 据付準備 1. 事前確認及び調査等 第4章 ダム施工機械設備 第2節 骨材生産・貯蔵・輸送設備 4-2-2 骨材洗淨設備 1. ドラムスクラバ 4-2-4 二次、三次破碎設備 1. コーンクラッシャ 第3節 コンクリート生産設備 4-3-6 建屋 1. 建屋 4-3-8 電気機器 2. 配電盤類 (1) 受電用の動力盤は、骨材及びセメントの受材に係る動力盤の配線用しや断器を含むものとする。 第4節 コンクリート打設設備 4-4-2 弧動式ケーブルクレーン 16. 電気機器 (1) 電源 ①設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給場所及び電圧は設計図書による。 第5節 濁水処理設備 4-5-8 電気機器 1. 電源 (1) 設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。 第6節 給水設備 4-6-4 電気機器 1. 電源 (1) 給水設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給容量及び供給電圧は設計図書によるものとする。 第8節 セメント輸送及び貯蔵設備 4-8-3 セメント貯蔵設備 1. セメント貯蔵設備 4-8-4 電気機器 1. 電源 (1) 設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。 第10節 操作制御設備 4-10-2 予備品 (1) ランプ、制御回路ヒューズ(設置している場合) (2) LED (3) 補助リレー類 (4) 電力ヒューズ(設置している場合) (5) 予備品箱 現用の10%(最低1個) 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1組(三相分) 1式	3-10-3 吊込装置 第12節 除塵設備 3-12-1 一般事項 3-12-2 パースクリーン 3-12-3 レーキ形定量式除塵機 4. エプロン エプロンは、裏面に適切な補強を行い、ひずみのないものでガイド及び桁材に強固に取付けるものとする。 第13節 据付 3-13-1 事前確認及び調査等 第4章 ダム施工機械設備 第2節 骨材生産・貯蔵・輸送設備 4-2-2 骨材洗淨設備(ドラムスクラバ) 4-2-4 二次、三次破碎設備 第3節 コンクリート生産設備 4-3-6 建屋 4-3-8 電気機器 2. 配電盤類 受電用の動力盤は、骨材及びセメントの受材に係る動力盤の配線用遮断器を含むものとする。 第4節 コンクリート打設設備 4-4-2 弧動式ケーブルクレーン 16. 電気機器 (1) 電源 設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給場所及び電圧は設計図書による。 第5節 濁水処理設備 4-5-8 電気機器 1. 電源 設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。 第6節 給水設備 4-6-4 電気機器 1. 電源 給水設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給容量及び供給電圧は設計図書によるものとする。 第8節 セメント輸送及び貯蔵設備 4-8-3 セメント貯蔵設備 4-8-4 電気機器 1. 電源 設備に使用する電力は別途供給するものとし、供給電圧は設計図書による。 第10節 操作制御設備 4-10-2 予備品 (1) ランプ、制御回路ヒューズ(設置している場合) (2) LEDランプ (3) 補助リレー類 (4) 電力ヒューズ(設置している場合) (5) 予備品箱 現用の10%(最低1個) 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1個 現用各種ごとに1組(三相分) 1式	見出し削除 見出し削除 見出し削除 修正 見出し削除及び修正 見出し削除及び修正 見出し削除 見出し削除 語句修正 修正 修正 修正 見出し削除 修正 語句修正

現行	新	適用
第4節 監視操作制御設備及び電源設備 15-4-2 監視操作制御方式 1. 一般事項	第4節 監視操作制御設備及び電源設備 15-4-2 監視操作制御方式	見出し削除